

平成 24 年 4 月 11 日

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

### 諮 問 事 項

金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方についての検討

世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討。

あわせて、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえ、我が国金融業の更なる機能強化のための方策について検討。